

油症問題の同時代史的考察（4）

——予防原則と系譜描写の前景——

戸倉恒信

六、家族「制度」の相対性

幕末のことである。藤田東湖は『婚姻養子の義を正しく給ふ事』に於いて、養子を「今の世になりては是を止むべからず」慣習とした上で、「されども其家に世を嗣ぐべき庶子庶弟杯あるを廢疾杯にしなし権勢ある家又は富貴の人の子を養ひて先祖の血脉を絶ぬるは、浅ましきわざならずや」と述べて、「子弟なき者は同姓の子弟を養ひ同姓なき者は其家の血脉他家にあるものを養ひいずこ（何処）にも先祖の血脉絶（え）てなき者のみ他人の子を養ふ事を許し給ふ」という提言をしている。ここには、わたしたちの生活を形作っている諸要素の

中で、その最も基礎的な枠組み——家族制度に対する「規範」的言説の展開が確認できる。さて、家族制度とは、そもそも生活の根幹部分に位置するカテゴリーであるが故に、本来そうした「ことば」は必要とされなかったはずである。しかし、例えば江戸中期に於いても、太宰春臺が『経済録』の中で、男子一人もなき者が「同姓ノ親族ヲ捨テ、或ハ權勢ヲ求メ、或ハ金ヲ貪テ、異姓ノ子ヲ取テ跡嗣ト」する行為を戒めているように、この「同姓の親族」による継承は、概ね江戸期を通じて意識され続けた制度だったのである。そこで考えてみたいのは、わたしたちは現代に在って、封建社

会に於けるこうした議論に何を読み取ればよいのである。

まずここに観られる構造は、同姓の親族を意識しているのは「儒者」であるという点と、彼らがそうした継承のあり方を一般化したのではなく、身分の異なる庶民の継承法が如何なる外観を呈そうとも、儒者は「士大夫」としてのあり方を追求していたという点である。後者の理由については、後の論述で明らかとなるが、とかく対立しているかに思われている近世の階級意識には、実際には多様な継承法を構成してゆく上での相互扶助（或いは不干渉）的な「知恵」が取り込まれていたといえる。だとす

れば、この近世からのアプローチは、近代以降の家族制度観を批判的に捉えてゆく上での方法的視点ともなるはずである。わたしたちは、こうした身分制度が廃止されたとする「デモクラティック」な現代社会に在って、アブリオリに受け入れてしまっている「平等」観を捉え直す契機をここにいるのだ。

端的な例を挙げよう。庶民の継承法の実態を捉えたある社会学者は、近世に「姉家督」の慣習をもっていた地方の集落を調査して、明治期に至って民法が導入され、そこで戸籍権が長男に与えられた結果、それまで保たれていた家族関係に悲劇的状況が生じたことを実証している。この種の先行研究は、人々が各地域で構成してきた家族制度の多様性が、近代法の導入と共に一つの形態へと収斂されてしまう問題を意識させるのである(前田卓『女が家を継ぐとき』東北・北関東に見る女性の相続』関西大学出版部・1992を参照)。つまり、現在の様々な局面で語られている平等や人権といった概念が、実は政治的な意味での「デモクラシー」の受容と共に推し進められて

いたという思想問題がここに提起されているのである。そこで本節で向き合うべきことは、社会に「不平等」の所在を指摘し、人々の「権利」を代弁して、そうした時代的情況のは「正」を謳う組織が、近代以降の法制度と如何なる距離関係にあったのかである。

2009年に発足した台湾油症受害者支持協会(台湾大学内)が掲げる「政府」への請願項目には、その冒頭で「油症被害者の判断基準を定め、其の身分を確立する(第二、第三世代を含む)」ことが謳われている。ここには「次世代への影響」という、生物一般に例外なく認められる実然的(to be)なる事柄を自覚した上で、そこに新たな「身分」を付与する思考法が確認できる。しかし、こうした事柄が国家に対する「請願」(ought to be)項目として据えられるということは、被害者「と」非被害者の系譜を身分「制度」に拠って腑分け「しなければならぬ」ことを意味しているはずである。「判断基準」の設定がここに掲げられているのは、「支持」活動の所期目的がそのまま行政的な「措置」に連続しているからで

ある。だからこそ、筆者は人々を篩いにかけるこの「判断基準」について、それを必要としている主体が被害者とその「次世代」(即ち家族)ではなく、そうした人々を代弁する、被害者支持を謳う「法人組織」である事に注目しているのだ。そして、この問いが重要なのは、運動の冒頭に掲げられた請願項目が、人々の生活を形成する諸要素の中で朝令暮改できない「家族制度」に係わるからだからである。「第二、第三世代」に与えられる「身分」とは、現代の「平等」社会を肯定的に受け入れているわたしたちに何を問いかけているのだろうか。ここに生じている根本的な疑問は、なぜ身分「制度」を媒介させなければ、被害者とその次世代は「支持」され得ないのかである。

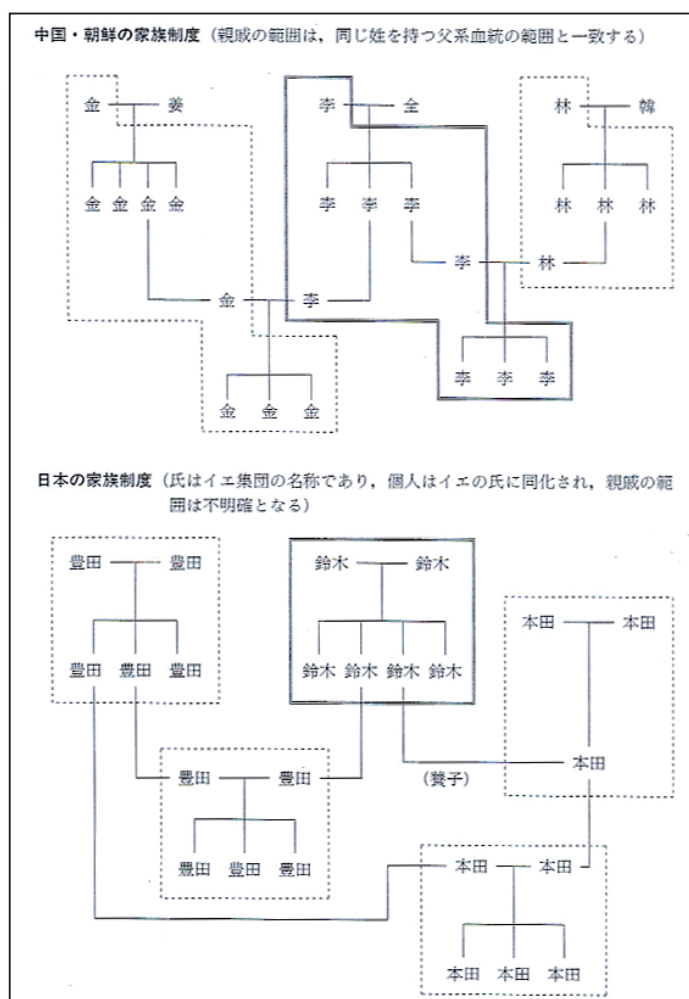
そこで二つの油症問題に付き纏っている、次世代への影響という語の「文脈」を捉えるべく、「民法」社会の形成プロセスに於いて各地域で培われてきた慣習が、国家的な一形態へと収斂してゆく問題を念頭に置きながら、戦後に於ける家族制度の「相対」認識が如何なる「文脈」から提出されているのかを見ておくことにしよう。「制

度」という語の両義性を認識してゆくためにも。

日本の家族制度が、中国や台湾、朝鮮の父系血統にもとづいた家族制度と異なることは、意外に知られていない。中国や朝鮮などでは、父系の血統を示す「姓」は、一切変わらない。例えば金という男性と姜という女性が結婚しても、妻の「姓」はその父からうけついだ姜のままであり、子どもは金という父親の「姓」をうけつぐ。これは、誰を父親として生まれたか、つまり父系血統を明確に意識しつづける制度である。そのため、中国・朝鮮には同姓不婚・異姓不養の原則があり、同じ「姓」の者は結婚できず、違う「姓」の者は養子にできない。

（小熊英二）『単一民族神話の起源…（日本人）の自画像の系譜』新曜社・1995）

ここに引いたのは、小熊英二が東アジア



史料一：『単一民族神話の起源』における家族制度の相対性

に於ける家族「制度」の蓋然性を論じた箇所である。まずここで浮上することは、日本ではなぜ近世の儒者が提示していた「異姓不養の原則」が顧みられることなく、家族制度が「相対」認識されていないのかである。日本の家族制度が、中国や台湾、朝鮮のそれとは「異なる」ということが、

日本で「意外に知られていない」理由とは一体何なのだろう。

これについては、近代知が多様な庶民生活を反映するものではなく、いわゆる「国史的な「文脈」に収斂してしまっている」と無関係ではない。そもそも、「東アジア」といった方法論上のカテゴリーを与えずと

も、近世における儒者の言説を以って、継承法の「相対性」（或いは多様性）を捉えることは十分可能であつたはずだ。だから、論者は此処で敢えて周辺諸国の「殖民統治」経験をもつ日本に於いて、なぜ周辺諸国の家族制度が日本のそれと「異なる」ことすら知られていないのか、そこに潜んでいる認識の問題を提示したのであろう。そうだとすれば、現在わたしたち日本人に投げかけられている問いとは、「われわれ」自身の文化的コンテキストを以って、近世の或いは他者のそれを包摂するという歴史認識法の可否ということになる。日本と台湾を往復する社会運動に於いて、「家族制度」にどのような知が伴われているのが問われる所以である。「次世代への影響」を、日本の家族制度の延長線上「から」台湾の、或いは台湾の家族制度「から」日本のそれに照射する場合、そこにはどういうズレが伴われるのか。これまで、いかに油症事件が「単純化」されていたかを知る上でも、まず「親戚の範囲は、同じ姓を持つ父系血統の範囲と一致する」（史料一）という定義を捉えてゆくことにしよう。

七、「姓氏」の意味について

改めて述べるまでもなく、生きものの一般の系譜に「認められない」概念は養子である。即ち、養子とは人為的に構築された家族制度なのである。このことは、前節に於ける「異姓不養」の概念を裏返して「同姓養」を引き出しても、そこには生物学的にいうところの父系血統は確認できないことを意味する。「異姓不養」とは、前節の引文内でも言及されていたように、それを明確に「意識しつづける制度」なのである。したがって、同姓の子を養うことに「父系血統」を読み取るには、そこには生物学的な知とは次元を異にする「意識」を与えなくてはならないのだ。つまり、藤田東湖が用いた、あの「血脉」ということばは、実際には生物学的にいう対（ツイ）から始まる枠組みよりも、更に大きな集合体を指す「同姓養」観を含蓄する概念であつたということになる。う。

となると、次世代の影響を「意識」している油症被害者「支持」活動に向き合う際、そこで留意すべき事柄は自ずと明らかになるはずである。問うべきことは、「血

脉」という概念に措定している親族なり親戚という概念が、台湾に於いてどういう広がりを持ち、それが日本とどのようにズレているのかである。これについては、吉原和夫が行った、中国における「合族祠」（父系親族組織である祠堂を模倣し、祖先崇拜を名目にした建造物）に関するレポートがわたしたちに一つの視点を与えてくれている。いわく、「同姓団体は儒教倫理に正当性を置く祖先祭祀の実施とそれに伴う親睦活動と各種の相互扶助活動だけでなく、例えば「中華文化の復興」や「民族文化の維持」を大義名分とした企業活動・政治活動にも取り組」んでいて、「人々の離散と再統合という移民社会の再編成過程において生み出された「同姓」父系血縁」イデオロギーが、一部の同姓団体（宗親總會や連姓団体）を結成させる基礎となっている」のだとされる。そして「財政基盤を強めるために、より多くのそして財政負担能力が高い会員を集めるためには、同姓であるという単純な加入資格は重宝」なのだという（『血縁の再構築…同姓団体の精製と其の社会的機能』『血縁』の再構築）2000・風響社）。

確かに、同姓Ⅱ父系血縁イデオロギーが、そうした同姓団体を結成させる基礎であるという判断は、移民社会・台湾に現存する「宗親会」という枠組みから理解することが可能である（史料二）。宗親会とは、共通の始祖を祭る親族の広がり（宗族）を基盤とする一種の互助会的組織だが、重要なことは、こうした血縁関係観は地縁による同郷といった緩い連帯意識とは異なっており、これまで規範的な制度構築の対象となつたという経緯をもつ点である。中国史における宗族制度化への試みは宋代にまで遡るが、その直接的な要因は、科挙に及第した者の権勢や評判、地位や名声が及第者「個人」に留まることを止めて、その「親族」にそうした事柄を享受せしめる目的から生じている。系譜から読み取ることのできる語り継がれてきた故事は、「血縁」観と同姓から類推されてゆく「親戚」観をより強固なものにし、そうした事柄の「次世代への影響」を精神的に享受する集団を形成してゆくのである。だから、油症事件における「次世代の影響」という言説が、宗親会を文化的に構成してきた台湾社会に

於いてどういう意味へと解されるのかは、積極的に意識されなくてはならないはずである。此処にシミュレーションすべきことは、油症被害者家族の「系譜」を、前節で挿入した図上（史料一）に重ね合わせると、そこにあるという問題が構成されるのである。上部の系譜においては、婚入者の姓氏を取り込まない「同姓団体」がトレースされていて、

下の系譜に於いては、「養子」を媒介させて宗族観が別々の「イエ」に分散しているが故に、個人同士を結ぶ「血脉」関係が前者に比して弱くなることがわかる。つまり、台湾では日本に比して近隣関係よりも親戚関係という機能がより強く「意識」されるのである。

かくして、台湾油症被害者支持協会の掲げる「油症被害者の判断基準を定め、其の身分を確立する（第二、第三世代を含む）」という課題が、国家に対する請願項目であったことの意味が炙り出される。これまで提出してきた諸問題を勘案すれば、油症被



史料二：宗親会の一例（台北市）

害者「家族」の系譜をイメージ化する「次世代への影響」論を語りつつ、そこに病名を列記してゆく活動が、社会的にどのような騒擾を齎すのかは想像に値する。仮に、台湾の油症事件に関心を示す人々が「同姓Ⅱ父系血縁」を含蓄する系譜の含意を鑑みることなく、宗族観が別々のイエに分散している系譜を以って、被害者「家族」という概念を実体化した場合、そこにはどのような結果が待ち受けているのだろうか。油症問題が切実であるのは、「親族」関係という機能が、更に法「制度」を媒介して被害者とその家族を照らし続けているからだ。ジャ

ック・ドンズロは、近代に於いて子供に展開された行政「措置」に言及した際、家族と国家の默契をこう論じている。

家族をかき乱すものは、私生児、言うことをきかない未成年者、評判のよくない娘、家族の名誉・評判・地位を傷つけるおそれのあるすべてのことである。これに反して、国家に不安を与えるものは、人間という生きた力の浪費、役に立たないか、役立たせることのできない個人である。そうすると、この二つのタイプの目的を妥協させるものとして、家族にとつて望ましくない者を集めてしまおうとする原則の点では、国家と家族とのあいだに暫定的な同意がある。しかし、もしも家族にとつてこの集中化に排除と厄介払いという価値があるとすれば、国家にとつては、それは家族に関する費用のかかる慣行を中止し、個人を束縛して使おうとする意志の出発点としての価値がある。

〔家族に介入する国家…近代家族と国家の管理装置〕宇波彰訳・1991・新曜社

国家と家族との默契に、「望ましくない者を集めてしまおうとする原則」が横たわっているのだとすれば、では台湾油症被害者支持協会は、被害者とその次世代に制度的「身分」を与える請願運動に何を措定しているのが問われなくてはならない。確かに、これまで国家と家族は、夫々の集団に「望ましくない」人の存在を画定してゆくことで、互いに抱える「不安」から暫定的に逃れようとしていた。翻って考えるべきことは、あの予防原則史に於ける典型的事例——「らい病棟」の存在が、「われわれ」の社会に「安心」を齎したように、「望ましくない」人の特定作業には、既に系譜上の「優生」性が保障されていたという事である。ドッケージの画定作業は、いずれの場合に於いても「不安」を制度構築の基礎とし、認識者がそこに語り継ぐべき「名誉」を取り込んだ系譜の代弁者であることを条件としている。筆者がここで予防原則の「思

想」問題を振り返る理由は、あの「わからないけれども用心すべきだ」という思想的起源が19世紀に認められる、という言葉に同意するからである。「家族の名誉・評判・地位を傷つけるおそれのある」の存在を「全て」掌握し、国家的な介入によつて更にそうした認知行為を「合法化」してゆく作業には、確かに日本の近代的経験と共に生じた「民主的」な判断が伴われていた。国家と家族との暫定的な同意には、あの「公共政策決定の原則」が媒介していたのである。だからこそ、人の不完全性や、諸地域での制度の多様性が、国家と家族との「默契」から篩にかけられている現実を、二つの油症問題を通じて立体化してゆかなくてはならないのである。

つづく

(とくらつねのぶ)

連絡先: douis@ms53.hinet.net